



山形県公報

平成29年7月14日(金)
第2861号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 県議会定例会の閉会……………(財 政 課) ……737
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(村山総合支庁地域健康福祉課) ……738
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………( 同 ) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………( 同 ) ……同
- 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止……………( 同 ) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………( 同 ) ……739
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………( 同 ) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………( 同 ) ……740
- 地域登録検査機関の登録……………(県産米ブランド推進課) ……同
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………( 同 ) ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会 計 局) ……743

### 公安委員会関係

#### 規 則

- 山形県道路交通規則の一部を改正する規則……………744

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(村山総合支庁総務課) ……745
- 同……………(置賜総合支庁総務課) ……同
- 危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施……………(危機管理課) ……746
- 都市計画の変更の案を作成することについての公聴会……………(都市計画課) ……747
- 一般競争入札の公告……………(教 育 庁) ……748

## 告 示

### 山形県告示第509号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により平成29年6月20日招集した山形県議会定例会は、同年7月7日閉会した。

平成29年7月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県告示第510号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成29年7月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                     | サービスの種類  | 指定年月日       |
|--------------------|---------------------------------|----------|-------------|
| 社会福祉法人すばる          | ショートステイ醍醐<br>寒河江市大字慈恩寺235番地     | 短期入所生活介護 | 平成29. 5. 12 |
| 社会福祉法人悠々会          | 短期入所サービスさがえ<br>寒河江市大字白岩6330番地の1 | 短期入所生活介護 | 同 5. 25     |

**山形県告示第511号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成29年7月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                     | サービスの種類      | 指定年月日       |
|----------------------|---------------------------------|--------------|-------------|
| 社会福祉法人すばる            | ショートステイ醍醐<br>寒河江市大字慈恩寺235番地     | 介護予防短期入所生活介護 | 平成29. 5. 12 |
| 社会福祉法人悠々会            | 短期入所サービスさがえ<br>寒河江市大字白岩6330番地の1 | 介護予防短期入所生活介護 | 同 5. 25     |

**山形県告示第512号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成29年7月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                    | サービスの種類  | 廃止年月日       |
|--------------------|--------------------------------|----------|-------------|
| 社会福祉法人悠々会          | 短期入所サービスしらいわ<br>寒河江市大字白岩6324番地 | 短期入所生活介護 | 平成29. 5. 31 |

**山形県告示第513号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成29年7月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の名称 | 事業所の名称及び所在地                  | サービスの種類 | 廃止年月日      |
|----------------|------------------------------|---------|------------|
| 株式会社エール        | ケアプランセンター エール<br>山形市檀野前13番地2 | 居宅介護支援  | 平成29. 6. 1 |

## 山形県告示第514号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成29年7月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                    | サービスの種類          | 廃止年月日       |
|----------------------|--------------------------------|------------------|-------------|
| 株式会社出羽のさとあなの         | 出羽のさとあなの<br>山形市三日町二丁目1番41号     | 介護予防通所介護         | 平成29. 4. 30 |
| 社会福祉法人悠々会            | 短期入所サービスしらいわ<br>寒河江市大字白岩6324番地 | 介護予防短期入所<br>生活介護 | 同 5. 31     |

## 山形県告示第515号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成29年7月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                | 障害福祉サービスの種類    | 定員  | 指定年月日       |
|------------------------------|----------------------------|----------------|-----|-------------|
| 株式会社ゆかり<br>尾花沢市大字五十沢1099番地   | ゆかり<br>尾花沢市大字尾花沢3026番<br>1 | 就労継続支援（A<br>型） | 10名 | 平成29. 5. 18 |
| 株式会社ゆかり<br>尾花沢市大字五十沢1099番地   | ゆかり<br>尾花沢市大字尾花沢3026番<br>1 | 就労継続支援（B<br>型） | 20名 | 同           |

## 山形県告示第516号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成29年7月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定一般相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地    | 事業所の名称及び所在地                    | 指定年月日      |
|-------------------------------|--------------------------------|------------|
| 株式会社セスナー<br>東置賜郡高島町入生田2057番地2 | ライフアップ竹とんぼ<br>東置賜郡高島町金原2514番地1 | 平成29. 7. 5 |

## 山形県告示第517号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成29年7月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地             | サービスの種類 | 指定年月日       |
|--------------------|-------------------------|---------|-------------|
| 高橋建築株式会社           | かすみそう<br>酒田市宮海字村東14番地の2 | 訪問介護    | 平成29. 6. 21 |

|          |                               |         |   |      |
|----------|-------------------------------|---------|---|------|
| コネクト株式会社 | 訪問看護ステーション とるて<br>鶴岡市大西町5番28号 | 訪 問 看 護 | 同 | 6.28 |
|----------|-------------------------------|---------|---|------|

**山形県告示第518号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成29年7月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                   | サービスの種類  | 指定年月日      |
|----------------------|-------------------------------|----------|------------|
| 高橋建築株式会社             | かすみそう<br>酒田市宮海字村東14番地の2       | 介護予防訪問介護 | 平成29. 6.21 |
| コネクト株式会社             | 訪問看護ステーション とるて<br>鶴岡市大西町5番28号 | 介護予防訪問看護 | 同 6.28     |

**山形県告示第519号**

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録をした。

平成29年7月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 登録年月日及び登録番号

平成29年7月3日

89

## 2 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

真室川米穀株式会社

代表取締役 伊藤 順敏

最上郡真室川町大字新町128-11

## 3 農産物検査を行う農産物の種類

国内産玄米

## 4 登録の区分

品位等検査

## 5 農産物検査を行う区域

山形県

## 6 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類

| 氏 名     | 住 所               | 農産物検査を行う農産物の種類 | 備 考        |
|---------|-------------------|----------------|------------|
| 伊 藤 英 亜 | 最上郡真室川町大字新町128-11 | 玄米             | 国内産農産物に限る。 |

**山形県告示第520号**

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成29年7月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

真室川町農業協同組合

代表理事理事長 井上 英一

最上郡真室川町大字新町141-1

(2) 届出の内容

| 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地                    |                                                 | 変更年月日     |
|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------|-----------|
| 変更前                                             | 変更後                                             |           |
| 真室川町農業協同組合<br>代表理事理事長 齋藤 信昭<br>最上郡真室川町大字新町141-1 | 真室川町農業協同組合<br>代表理事理事長 井上 英一<br>最上郡真室川町大字新町141-1 | 平成29年4月1日 |

| 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類            |                                       |            | 変更年月日     |
|-----------------------------------------|---------------------------------------|------------|-----------|
| 変更前                                     | 変更後                                   | 備考         |           |
| 富樫 勝彦<br>最上郡真室川町大字川ノ内1199<br>玄米、大豆、そば   | 同 左                                   | 国内産農産物に限る。 | 平成29年7月3日 |
| 佐藤 利行<br>最上郡真室川町大字及位437<br>玄米、大豆、そば     | 同 左                                   |            |           |
| 小野 良秋<br>最上郡真室川町大字大沢4766-10<br>玄米、大豆、そば | 同 左                                   |            |           |
| 佐藤 健治<br>最上郡真室川町大字木ノ下807-5<br>玄米、大豆、そば  | 同 左                                   |            |           |
| 庄司 健二<br>最上郡真室川町大字大滝288-3<br>玄米、大豆、そば   | 同 左                                   |            |           |
|                                         | 丹 康之<br>最上郡金山町大字金山字荒屋20-3<br>玄米、大豆、そば |            |           |
|                                         | 佐藤 祐一郎<br>最上郡真室川町大字大沢1691<br>玄米、大豆、そば |            |           |

2 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

さがえ西村山農業協同組合  
代表理事組合長 柴田 清志  
寒河江市中央工業団地75

(2) 届出の内容

| 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類               |     |            | 変更年月日                                   |
|--------------------------------------------|-----|------------|-----------------------------------------|
| 変更前                                        | 変更後 | 備考         |                                         |
| 武田 亮一<br>寒河江市船橋町11-3<br>玄米、小麦、大豆、そば        | 同 左 | 国内産農産物に限る。 | 平成29年2月28日<br>(丹野友樹に係るものについては平成29年7月3日) |
| 佐藤 知徳<br>東村山郡中山町大字長崎8043-92<br>玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |            |                                         |
| 山田 和義<br>寒河江市石持町3-16<br>玄米、小麦、大豆、そば        | 同 左 |            |                                         |

|                                             |     |  |
|---------------------------------------------|-----|--|
| 吉田 一男<br>西村山郡河北町大字吉田84<br>玄米、小麦、大豆、そば       | 同 左 |  |
| 前田 倫一<br>西村山郡西川町大字大井沢677<br>玄米、小麦、大豆、そば     | 同 左 |  |
| 佐々木 和真<br>村山市大字河島乙113-1<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左 |  |
| 土田 裕之<br>寒河江市字道生89<br>玄米、小麦、大豆、そば           | 同 左 |  |
| 鈴木 啓司<br>西村山郡朝日町大字三中乙248-1<br>玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |  |
| 宮林 清<br>寒河江市新山町66-6<br>玄米、小麦、大豆、そば          | 同 左 |  |
| 青木 悟<br>西村山郡河北町西里658<br>玄米、小麦、大豆、そば         | 同 左 |  |
| 山崎 浩<br>寒河江市丸内二丁目3-10<br>玄米、小麦、大豆、そば        | 同 左 |  |
| 佐藤 長弥<br>寒河江市南町一丁目2-46<br>玄米、小麦、大豆、そば       | 同 左 |  |
| 半澤 弘典<br>西村山郡河北町西里2706<br>玄米、小麦、大豆、そば       | 同 左 |  |
| 山田 博喜<br>西村山郡河北町谷地ひな市四丁目6-6<br>玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |  |
| 安食 洋祐<br>西村山郡大江町藤田845-3<br>玄米、小麦、大豆、そば      |     |  |
| 工藤 恭裕<br>寒河江市元町四丁目12-4<br>玄米、小麦、大豆、そば       | 同 左 |  |
| 渡邊 信太郎<br>西村山郡河北町谷地ひな市二丁目6-1<br>玄米、小麦、大豆、そば |     |  |
| 大泉 敏志<br>寒河江市大字寒河江字古河江29-8<br>玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |  |

|                                               |                                          |  |
|-----------------------------------------------|------------------------------------------|--|
| 軽部 賢太<br>寒河江市字下河原110-10<br>玄米、小麦、大豆、そば        | 同 左                                      |  |
| 結城 真人<br>西村山郡大江町大字小鉾630-1<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左                                      |  |
| 清野 睦彦<br>寒河江市大字柴橋979-12<br>玄米、小麦、大豆、そば        | 同 左                                      |  |
| 結城 勇次郎<br>寒河江市大字柴橋858-1<br>玄米、小麦、大豆、そば        | 同 左                                      |  |
| 菊地 俊<br>寒河江市新山町1-3ベルソーA<br>101<br>玄米、小麦、大豆、そば | 同 左                                      |  |
| 飯田 信之<br>西村山郡西川町大字睦合乙68<br>玄米、小麦、大豆、そば        | 同 左                                      |  |
| 氏家 俊希<br>寒河江市大字高屋77<br>玄米、小麦、大豆、そば            | 同 左                                      |  |
| 江口 隆久<br>寒河江市大字中郷1739<br>玄米、小麦、大豆、そば          |                                          |  |
| 今田 竜乃助<br>西村山郡河北町田井193<br>玄米、小麦、大豆、そば         | 同 左                                      |  |
| 矢作 慎吾<br>東根市鷺ノ森二丁目1-15<br>玄米、小麦、大豆、そば         | 同 左                                      |  |
| 片桐 大樹<br>寒河江市若葉町1-8<br>玄米、小麦、大豆、そば            | 同 左                                      |  |
| 和田 孝太<br>西村山郡河北町西里1878<br>玄米、小麦、大豆、そば         | 同 左                                      |  |
|                                               | 丹野 友樹<br>東村山郡中山町大字金沢271-5<br>玄米、小麦、大豆、そば |  |

**山形県告示第521号**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年7月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第3中 「鶴岡市若葉町24番7号」 を 「鶴岡市本町一丁目9番7号」 に改める。

別表第4中

|   |                       |   |             |   |   |
|---|-----------------------|---|-------------|---|---|
| 「 | 新斎町支店                 | 「 | 東新斎町2番48号   | 「 | 」 |
| 「 | 本店営業部<br>鶴岡市役所<br>出張所 | 「 | 馬場町9番25号    | 「 | 」 |
| 「 | 宝田支店                  | 「 | 茅原字草見鶴29番4号 | 「 | 」 |

を

「

|   |                       |   |           |   |   |
|---|-----------------------|---|-----------|---|---|
| 「 | 本店営業部<br>鶴岡市役所<br>出張所 | 「 | 馬場町9番25号  | 「 | 」 |
| 「 | 新斎町支店                 | 「 | 東新斎町2番48号 | 「 | 」 |

に、

「

|   |        |             |           |   |   |
|---|--------|-------------|-----------|---|---|
| 「 | 朝陽町支店  | 鶴岡市東原町1番31号 | 「         | 」 |   |
| 「 | ねずが関支店 | 「           | 温海戊577番地1 | 「 | 」 |

を

「

|   |        |              |           |   |   |
|---|--------|--------------|-----------|---|---|
| 「 | ねずが関支店 | 鶴岡市温海戊577番地1 | 「         | 」 |   |
| 「 | 朝陽町支店  | 「            | 東原町1番31号  | 「 | 」 |
| 「 | 宝田支店   | 「            | 本町一丁目9番7号 | 「 | 」 |

に改める。

**附 則**

この規程は、平成29年7月18日から施行する。

**公安委員会関係**

**規 則**

山形県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年7月14日

山形県公安委員会  
委員長 小林 由紀子

## 山形県公安委員会規則第6号

## 山形県道路交通規則の一部を改正する規則

山形県道路交通規則（昭和49年2月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第22条第8号中「又は人の移動の用に供するロボットの」を「、人の移動の用に供するロボットの  
実証実験又は自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車を走行させる」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

**公 告**

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成29年7月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成29年6月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人柏倉家文化村
  - (2) 代表者の氏名  
柏倉 健一
  - (3) 主たる事務所の所在地  
東村山郡中山町大字岡8番地
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、柏倉家の保存活用を願う会員相互の協力により、柏倉家周辺をフィールドとし、不特定多数の市民・団体を対象に、歴史ある生活や文化を体験する場を提供し、その継承をもって、社会教育、まちづくり、文化の振興、環境保全、子どもの健全育成、伝統職の継承に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成29年7月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成29年6月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人モルヒネ友の会
  - (2) 代表者の氏名  
井瀨 幸子
  - (3) 主たる事務所の所在地  
米沢市中央六丁目1番219号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、痛み治療のためモルヒネを長期間服用しても、依存や異常行動が起こらないことを患者自身が示し、モルヒネに対する世間の誤解や偏見等を払拭する活動をする。そして、正しい痛み治療とモルヒネの安全性を普及し、痛みを苦しむすべての人のクオリティ・オブ・ライフの向上に寄与することを目的とする。

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

平成29年7月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 講習の種別

### (1) 給油取扱所講習

給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習

### (2) 石油コンビナート講習

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設（前号に掲げる危険物施設を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習

### (3) 一般講習

前2号に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする講習

## 2 講習の日時及び場所

### (1) 給油取扱所講習

| 日             | 時         | 場 所     |
|---------------|-----------|---------|
| 平成29年8月25日（金） | 午前9時から    | 東田川郡三川町 |
| 同 9月4日（月）     | 午後1時30分から | 長 井 市   |
| 同 9月15日（金）    | 午前9時から    | 米 沢 市   |
| 同 9月27日（水）    | 午後1時30分から | 山 形 市   |
| 同 10月17日（火）   | 同         | 村 山 市   |
| 同 10月20日（金）   | 午前9時から    | 寒河江市    |
| 同 10月27日（金）   | 同         | 新 庄 市   |
| 同 10月30日（月）   | 午後1時30分から | 東田川郡三川町 |
| 同 12月4日（月）    | 午前9時から    | 山 形 市   |

### (2) 石油コンビナート講習

| 日             | 時         | 場 所   |
|---------------|-----------|-------|
| 平成29年8月23日（水） | 午後1時30分から | 酒 田 市 |

### (3) 一般講習

| 日             | 時         | 場 所     |
|---------------|-----------|---------|
| 平成29年8月24日（木） | 午後1時30分から | 東田川郡三川町 |

|   |                    |         |
|---|--------------------|---------|
| 同 | 9月5日（火）午前9時から      | 長井市     |
| 同 | 9月14日（木）午後1時30分から  | 米沢市     |
| 同 | 9月26日（火）同          | 山形市     |
| 同 | 9月27日（水）午前9時から     | 同       |
| 同 | 10月5日（木）午後1時30分から  | 東田川郡三川町 |
| 同 | 10月6日（金）午前9時から     | 同       |
| 同 | 10月17日（火）同         | 村山市     |
| 同 | 10月20日（金）午後1時30分から | 寒河江市    |
| 同 | 10月26日（木）同         | 新庄市     |
| 同 | 10月31日（火）午前9時から    | 東田川郡三川町 |
| 同 | 11月27日（月）午後1時30分から | 米沢市     |
| 同 | 11月28日（火）午前9時から    | 同       |
| 同 | 12月4日（月）午後1時30分から  | 山形市     |

### 3 講習受講対象者

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第58条の14第1項及び第2項の規定により講習を受けなければならない危険物取扱者

### 4 受講手続

受講申請書を平成29年7月20日（木）までに、山形市鉄砲町二丁目19番68号山形県村山総合支庁附属棟山形県危険物安全協会連合会に提出すること。

### 5 その他

詳細については、環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課消防保安担当（電話番号023(630)2229）又は山形県危険物安全協会連合会（電話番号023(632)5744）に問い合わせること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、都市計画の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成29年7月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 日 時 平成29年8月23日（水）午後2時

2 場 所 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1 庄内総合支庁41号会議室

### 3 都市計画の変更の案の概要

#### (1) 酒田都市計画区域区分の変更の案

次のとおりとする。（「次のとおり」は省略し、その関係図書を県土整備部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課並びに酒田市役所に備え置いて閲覧に供する。）

#### (2) 酒田都市計画臨港地区の変更の案

次のとおりとする。（「次のとおり」は省略し、その関係図書を県土整備部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課並びに酒田市役所に備え置いて閲覧に供する。）

## 4 その他

- (1) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の趣旨、その理由並びに住所及び氏名を記載した書面を県土整備部都市計画課又は庄内総合支庁建設部道路計画課に平成29年8月18日（金）までに提出すること。
- (2) (1)の書面を提出した者のうち同趣旨の意見のものが多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することがある。
- (3) 公聴会の運営上必要がある場合には、公述時間を制限することがある。
- (4) 代理人による意見の陳述は、原則として認めない。
- (5) (1)の書面を提出した者がいない場合は、この公聴会は中止される。
- (6) 公聴会についての詳細は、山形市松波二丁目8番1号 県土整備部都市計画課（電話番号023(630)2588）に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、パソコン用オフィスソフトウェアの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成29年7月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁教育庁分室1（14階）
- (2) 日時 平成29年8月25日（金）午前10時

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 パソコン用オフィスソフトウェア 3,042ライセンス
- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成29年9月29日（金）
- (4) 納入場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成29年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成29年2月17日付け県公報第2821号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県教育庁高校教育課 電話番号023(630)2869

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を平成29年8月4日（金）午後3時まで山形県教育庁高校教育課に提出すること。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Office software for personal computers: 3,042 licenses

(2) Time-limit for tender: 10:00A.M. August 25, 2017

(3) Contact point for the notice: Yamagata Prefectural Board of Education, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL023(630)2869

平成29年7月14日印刷 発行所 山形県庁  
平成29年7月14日発行 発行人 山形県